

登録コード	J6030200	開講年度	2026				
授業科目	契約法Ⅰ					担当教員	栗田 晶
英文授業名	Contract LawⅠ					副担当	
単位数	4	講義期間	前期	曜日・時限	火曜・1時限 火曜・2時限	対象学年	(20・23カリ対象科目) 経：3年 (23カリは経：2年) /法：2年
講義室	経法第1講義室			授業区分	講義	遠隔授業科目	
信大コンピテンシー	該当						
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」					⇔	【授業の達成目標】
	経法23加（2026改）・応用経済，経法23加・応用経済						
	専門知識を応用・実践する力として，計量的分析手法によるデータ解析を用いたリスクの定量的評価，実験経済学による社会制度の機能の検証，医療や福祉の現場における社会調査の手法を実践した地域の問題発掘，法の経済分析を通じた法制度の効果・影響の検証，などのスキルを習得し，経済の実情に即した政策提言，あるいは企業行動の決定を行うことができる能力を身につける。					⇔	法制度や社会制度のうち特に契約法と関連する制度の機能や効果、影響について経済学に関する専門知識の応用・実践を通じて検証する前提として、契約法(主に総論)に関する法概念や理論、判例について説明することができるようになる。
	環境問題，少子高齢化，自然・経済リスクの管理，コーポレート・ガバナンス等の法制度がかかわる問題などについて，現実に関連領域との協力が必要となる。このために，関連する分野の考え方を正しく理解して経済学的分析手法との相違を把握し，経済学の知見を，柔軟にまた建設的に応用できる能力を身につける。					⇔	経済学と法律学とに跨る学際的な問題のうち特に契約法がかかわる問題について経済学の知見を応用して一定の解決方法を提示する前提として、契約法(主に総論)に関する法概念や理論、判例について説明することができるようになる。
	経法23加（2026改）・総合法律，経法23加・総合法律，経法20加・総合法律						
	法学の専門領域の基礎能力として，リーガルマインドを備え，現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。					⇔	リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な契約法(主に総論)に関する基礎的な法概念や理論、判例について説明することができるようになる。
(2)授業で学べる「テーマ」	多文化協働						
(3)全学横断特別教育プログラム							
(4)授業の概要	この講義は、契約法総論に関する諸問題として契約不履行の場合の救済方法、契約に関連して生じる様々なリスクの分配方法、債権の弁済に関する規律、相殺や債権譲渡についての検討を行うものです。民法典の体系に則して言えば、この講義で扱う領域は、債権総則の一部（債権の目的、債務不履行に基づく損害賠償、弁済、相殺、債権譲渡、債権者代位権、詐害行為取消権）と契約総則に相当します。民法起草過程における議論状況や民法改正（2020年4月1日施行）に関する議論を踏まえつつ、歴史的背景と関連付けながら現在の解釈論について検討していきます。						
(5)授業計画	第1回 はじめに 第2回 契約の意義、契約の拘束力 第3回 契約における合意、契約の解釈 第4回 契約締結上の過失 第5回 債権債務関係の発生 第6回 履行請求権（履行請求、不能、同時履行の抗弁） 第7回 債務不履行に基づく損害賠償その1（債務不履行の基礎理論、損害賠償の要件） 第8回 債務不履行に基づく損害賠償その2（続損害賠償の要件、損害賠償の効果） 第9回 債務不履行に基づく損害賠償その3（続損害賠償の効果） 第10回 債務不履行に基づく契約解除その1（債務不履行解除の意義、催告解除の要件） 第11回 債務不履行に基づく契約解除その2（無催告解除の要件、解除の公課） 第12回 危険負担、小テスト① 第13回 事情変更の原則 第14回 約款契約（定型約款の意義、定型約款の組入、不当条項規制、定型約款変更） 第15回 ここまでのまとめ 第16回 債権回収法への導入 第17回 弁済その1（弁済の意義、弁済の提供と受領遅滞） 第18回 弁済その2（第三者による弁済、弁済受領者、弁済による債権の消滅等） 第19回 弁済その3（弁済による代位） 第20回 弁済その4（供託、代物弁済）、その他の債権消滅原因（更改、免除、混同） 第21回 相殺その1（相殺の意義、相殺の要件） 第22回 相殺その2（差押えと相殺） 第23回 債権譲渡その1（債権譲渡の意義、債権の譲渡性と制限、債権譲渡の対抗要件） 第24回 債権譲渡その2（特例法による対抗要件、将来債権譲渡を巡る諸問題） 第25回 債権譲渡その3（債権譲渡と債務者の抗弁、債務引受、契約譲渡） 第26回 責任財産保全のための制度についての概観、小テスト② 第27回 債権者代位（債権者代位権の意義、要件と効果） 第28回 詐害行為取消権その1（詐害行為取消権の意義、詐害行為取消権の要件） 第29回 詐害行為取消権その2（詐害行為取消権の行使方法、効果） 第30回 まとめ、授業アンケート 期末試験						
(6)成績評価の方法	期末試験（50点）、小テスト（40点）及び平常点（10点）により成績評価を行います。平常点については、授業の中で、受講生全体に向けて質問を提示し、これに対する回答に応じて評価します。						

(7)成績評価の基準	講義の中で検討した法解釈上の諸問題について一応の理解を得ていることが現れていれば「水準にある」といえます。理解が正確であり、要件と効果の形式を踏まえて検討を行うことができていると、高く評価します（「かなり上にある」）。さらに、文献調査検討等を通じた講義外での考察の成果が現れていれば、「卓越している」ともとします。
(8)事前事後学習の内容	予習のためのケースを配布したり、判例を指定したりします。事前学習の分量は回により異なりますが、平均すると、1回あたりおおよそ1時間程度で検討可能になるようにケースの分量や判例指定の頻度を調整します。各自、予め検討しておくようにしてください。
(9)履修上の注意	講義には六法と民法判例百選Ⅱを持参してください。また、小テストや期末試験は六法持込可能な条件で実施しますが、判例のついていない書き込みのない六法であることが必要となりますので、書き込みをせずに使用するようにしてください（ラインマーカーなどで線が引いてある程度でしたら問題ありません）。
(10)質問,相談への対応	講義終了後に質問に対応します（又は日時を調整します）。急ぎのときは、kurita@の大学のメールアドレスに連絡してください。
【教科書】	特にありません。
【参考書】	1) 曾野裕夫他『Legal Quest 民法Ⅳ契約』（有斐閣、2021年、初版） 2) 手嶋豊他『Legal Quest・民法Ⅲ債権総論』（有斐閣、2022年、初版） 3) 民法判例百選Ⅱ 債権（第9版、2023年） 1)2)は、授業中に参照することはないため、授業に持参しなくても問題ありません（授業中に使用する際にはコピーを配布します）。また、下記1)2)でなくても債権法をカバーするもので、民法2017年改正に対応しているものであれば問題ありません。予習、復習、欠席した場合の補充などに便利ですので入手することをおすすめします。 3) は、授業中に参照することもあるため持参するようにしてください。